

## 令和8年度「畜産バイオマス発電設備導入事業補助金」補助事業者公募要領

### 1 補助金の目的

この補助金は、県内における未利用有機性資源（家畜排せつ物）を利用した畜産バイオマス発電設備の導入に要する経費を補助することにより、地域資源を有効活用したエネルギーの地産地消を促進するとともに、地域内の資源循環を実現し、廃棄物処理にかかる地域課題との同時解決を図ることを目的とする。

### 2 応募資格

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 宮崎県内に事業所を置く法人その他団体（国、市町村を除く。）又は宮崎県内の住所地居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主であること。
- (2) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (8) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

### 3 事業の内容等

#### (1) 補助内容

バイオマス発電設備の導入に要する経費

※ 補助対象経費は別表のとおりとし、国（環境省）の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」に定められた交付対象となる事業に限る。

#### (2) 補助額及び補助率

交付対象事業費の3分の2以内とする。ただし、1事業申請当たりの補助金の上限額は125,000,000円以内とする。

※ 補助金の支払いは精算払とする。

※ なお、本公募は、その補助金に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力を生じる。

#### (3) 補助期間

交付決定日から令和9年3月20日まで

※ 令和8年度末までに県から事業者へ補助金を交付する必要があるため、令和9年3月20日までに実績報告書を提出すること。

#### (4) 補助条件

- ア 導入した設備については、事業用途に使用するものであること。
- イ この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ウ 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- オ その他規則、要綱及びこの要領の定めに従うこと。

#### 4 公募の公示方法

県のホームページにより公示

#### 5 スケジュール（予定）

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 公募公告      | 令和8年2月24日（火）     |
| (2) 質問票提出期限   | 令和8年3月9日（月）午後5時  |
| (3) 参加申込期限    | 令和8年3月13日（金）午後5時 |
| (4) 応募申請書提出期限 | 令和8年3月19日（木）正午   |
| (5) 審査結果通知    | 令和8年3月27日（金）まで   |

#### 6 手続の方法

##### (1) 質問について

当公募に関する質問は、別紙1「質問票」により提出すること。

- ① 提出期限 令和8年3月9日（月）午後5時まで
- ② 提出先 下記11を参照
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 回答 原則として、質問者に対して質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く）に電子メールで通知する。なお、県担当課が応募者全員に了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、宮崎県ホームページにその内容を掲載する（質問者名は公表しない）。

##### (2) 参加申込みについて

当公募に参加する場合は、別紙2「参加申込書」及び別紙3「誓約書」を提出すること。

※先に電子メール又はファクシミリで送付し、応募申請書等の提出の際に原本を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年3月13日（金）午後5時まで
- ② 提出先 下記11を参照
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

### (3) 応募申請について

応募申請する場合は、次のとおり書類を提出すること。

#### ① 提出書類等（各6部）

- ア 応募申請書（別紙4）
- イ 事業計画書（別紙5）
- ウ 定款
- エ 応募者の概要（既存の資料で可）
- オ 収支予算書（別紙6）
- カ 事業費用の内訳（別紙7）
- キ 決算報告書（直近2期分）

#### ② 提出期限等

- ア 提出期限  
令和8年3月19日（木）正午まで（必着）
- イ 提出先  
下記11を参照
- ウ 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

#### ③ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

### (4) 審査

以下の審査基準により複数の審査員が書類審査（ただし、必要に応じてヒアリングを行うことがある。）を行い、平均得点の最も高かった参加者を補助事業者として決定する。参加者が1者の場合は、審査の結果平均点が60点以上であれば、補助事業者として決定する。

（審査基準）

#### ア 事業の目的・効果

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・施設の規模に対して想定発電電力量及び温室効果ガス削減効果は妥当であるか。

#### イ 実現可能性

- ・事業スケジュール、施工計画が現実的かつ適当であるか。
- ・補助事業を適切に行うために必要かつ適正な体制及び財務状況が整えられているか。

#### ウ 経済性・効率性

- ・事業費の積算根拠は妥当であるか。
- ・コスト削減の工夫、効率的な設備構成となっているか。

#### エ 維持管理体制

- ・運転管理・メンテナンス体制が具体的に構築されているか。
- ・稼働後の運転資金、維持費の確保が見込まれているか。
- ・発生する消化液を利活用する計画が具体的であるか。

#### オ 地域波及効果

- ・他地域へのモデル波及効果が期待できるか。

### (5) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年3月27日（金）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

#### (6) 参加資格の欠格

当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とするものとし、当該参加者に書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 応募申請書等を期限までに提出しないとき
- ③ 応募申請書等の内容が、公示した条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 申請の内容が補助上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

### 7 重要事項

本事業については、宮崎県の令和8年度当初予算の成立及び環境省から県への地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定がされた場合に事業化されるため、この条件を満たさない場合には、申請に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、申請書等の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

### 8 基本的な事項

補助金については、令和8年度予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領、公募要領に定めるところによることとする。

### 9 補助金の交付等

#### (1) 交付申請

採択された補助事業者は、交付要綱に従って補助金の交付申請書を知事あてに提出すること。

#### (2) 交付決定

知事は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始すること。補助金交付決定日以前に要した経費は、原則として補助金交付の対象外とする。

#### (4) 事業の完了

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月20日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を知事あてに提出すること。

### 10 その他

- (1) 今回の公募に係る費用については、全て参加者の負担とする。

- (2) 提出書類については返却しない。
- (3) 審査の結果、提出されたすべての応募書類等が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。

11 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1  
宮崎県環境森林部 環境森林課  
環境政策・脱炭素推進担当 城島  
電話 0985-26-7084  
ファクシミリ 0985-26-7311  
電子メール [kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp)

別表

区分	費目	細分	内容
事業費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、

			⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。